

13 ボランティア活動実績(平成24年度)

1. おはなしのへや関係実績

(1) 中央図書館

団体名	開催日時	回数(回)	子ども(人)	おとな(人)	合計(人)
中央図書館 読み聞かせ ボランティアの会	毎週土曜日 午後1時～1時30分 午後2時～2時30分 午後3時～3時30分	144	1,412	726	2,138
	毎週火曜日 午前11時～11時30分	42	669	596	1,265
	第3日曜日 午後2時～2時30分 午後3時～3時30分	24	183	92	275
豊橋おはなしろうそくの会	第4土曜日 午前11時～11時30分	16	197	154	351
おはなしの森の会	第2土曜日 午前10時45分～11時15分	12	140	140	280
はぐくむ	最終水曜日 午前11時～11時30分	11	110	88	198
司文庫絵本おはなしの会	第2土曜日 午後3時30分～4時	11	118	66	184
計		260	2,829	1,862	4,691

図書館職員おはなし会	第4日曜日 午後2時～2時30分ほか	14	127	63	190
------------	-----------------------	----	-----	----	-----

(2) 市民館・市民文化会館

団体名	会場	開催月日	回数(回)	子ども(人)	おとな(人)	合計(人)
中央図書館 読み聞かせ ボランティアの会	北部地区市民館	5/12・9/15	2	13	10	23
	豊岡地区市民館	5/19・11/17	2	22	9	31
	東部地区市民館	6/2・10/6	2	26	9	35
	石巻地区市民館	6/16・12/15	2	12	6	18
	南部地区市民館	6/9・12/1	2	39	14	53
	生活家庭館	6/23・10/20	2	8	4	12
	本郷地区市民館	7/7・1/19	2	21	13	34
	前芝地区市民館	8/25・1/26	2	9	6	15
	牟呂地区市民館	9/8・2/2	2	3	3	6
	豊城地区市民館	11/11・3/9	2	19	20	39
	二川地区市民館	第2土曜日	6	53	31	84
	中部地区市民館	第2土曜日	11	33	22	55
	東陵地区市民館	第3土曜日	8	47	55	102
	南稜地区市民館	第4土曜日	11	66	34	100
	青陵地区市民館	第4土曜日	10	70	60	130
	南陽地区市民館	第3金曜日	12	77	72	149
	吉田方校区市民館	第3月曜日	11	502	32	534
	中野校区市民館	第3月曜日	11	117	13	130
	富士見校区市民館	第1木曜日	12	120	60	180
	松葉校区市民館	第1月曜日	10	120	15	135
	下地校区市民館	7/25・8/2・12/7	3	65	10	75
市民文化会館	第3土曜日	11	61	51	112	
計		136	1,503	549	2,052	

(3) その他

団体名	会場	開催日時	回数 (回)	子ども (人)	おとな (人)	合計 (人)
中央図書館 読み聞かせ ボランティアの会	宅老所たんぽぽ	第1土曜日 午後2時～	18	—	246	246
		第3火曜日				
	ふたば	第3水曜日 午前11時～	12	—	456	456
		第2金曜日 午前10時30分～				
珠藻荘	第3金曜日 午前10時30分～	23	—	220	220	
	第3金曜日 午前10時30分～					
	総合動植物公園	第4土曜日 午前11時～	11	134	138	272
計			64	134	1,060	1,194

2. 中央図書館読み聞かせボランティアの会活動実績

月	日	内 容	月	日	内 容
4	23	植田小学校読み聞かせ	5	5	5・6・9 南部デイサービスセンター読み聞かせ
	23	子ども読書の日読み聞かせ		14	14・19 読み聞かせボランティア育成講座 講師
5	10	春日保育園読み聞かせ	11	16	たかくら幼稚園読み聞かせ
6	6	春日保育園読み聞かせ		20	20・21・22 牟呂小学校読み聞かせ
	15	勉強会	22	富士見台幼稚園読み聞かせ	
	22	豊根村すぎのこ保育園読み聞かせ	2	2	デイケアセンター栗の木読み聞かせ
7	6	富士見台幼稚園読み聞かせ		6	老津小学校読み聞かせ
	16	日独協会みなとフェスティバル読み聞かせ		8	8・9 図書館まつり
	21	夏休み子どもフェスティバル(中央図書館)		12	春日保育園読み聞かせ
	29	夏休み子どもフェスティバル(市民文化会館)	19	松葉児童クラブ読み聞かせ	
8	8	さくらピアサマースクール実行委員会	2	14	春日保育園読み聞かせ
	9	9・24 ソレイユ読み聞かせ		21	ボランティア活動研修会
9	13	ボランティア活動研修会(一宮市立子ども文化広場図書館)	3	1	富士見台幼稚園読み聞かせ
	26	26・27 飯村小学校読み聞かせ		15	芦原小学校読み聞かせ
10	3	豊根村すぎのこ保育園読み聞かせ		21	21
	11	春日保育園読み聞かせ	在宅療養児読み聞かせ(4、5、6、7、9、11月 計6回)		

3. 赤ちゃん絵本ボランティアの会活動実績(初めての絵本との出会い事業での活動)

親子に絵本の楽しみやコミュニケーションの大切さを伝えるため、絵本の紹介や読み聞かせなどを行う。

会場	開催日時	回数 (回)	乳幼児 (人)	おとな (人)	合計 (人)	備考
保健所・保健センター	毎週火曜日 午前9時～正午	50	3,580	4,189	7,769	4か月児健診時
中央図書館	毎月第1・2・4木曜日 午前10時・10時30分・11時	35	1,644	1,694	3,338	赤ちゃん広場

※保健所・保健センターでは、絵本1冊と図書館の利用案内などをキャンパス地の袋に入れて、計3,536セット配付した。

4. 豊橋養護学校ボランティアおはなしの会どんぐり活動実績

平成23年度にボランティアグループを立ち上げ、養護学校の生徒へ読み聞かせなどを行う。

会場	開催日	回数 (回)	活動者延人数(人)	備考
豊橋養護学校	11/19・20・21・22	12	36	

14 事業計画(平成25年度)

1. 定例会議等

会議等名称		予定開催時期(回数)
図書館協議会		年3回
司文庫基金運営委員会		年1回
資料管理	選書会議	毎月1回
	特別整理期間	5月28日～6月7日

2. 講演会・講座等

名称	予定開催時期(回数)	内容
古文書に親しむ講座	4/7～6/16(10回)	羽田八幡宮文庫の資料を使い、地域の歴史に親しむ。
豊橋文学めぐり	5/15・11/13	バスで豊橋の民話のゆかりの地を巡り、民話の語りや講師の説明を聞きながら散策をする。
赤ちゃん絵本ボランティア育成講座	6/13～7/11(5回)	ブックスタート事業で活動するボランティア育成講座。絵本の果たす役割などを学ぶ。
読み聞かせボランティア育成講座	9/4～10/16(7回)	図書館、市民館等で読み聞かせをするボランティア育成講座。読み聞かせのしかたなどを学ぶ。
読み聞かせおよび図書館活用セミナー	6/15・22	保育士・幼稚園教諭を対象に、図書館の活用方法や読み聞かせ、紙芝居の演じ方などを学ぶ。
図書館でしらべよう講座	7/6・13・20	本の探し方、事典、図鑑の使い方やまとめ方などを学ぶ。(小学生向け)
調べもの相談会	7月～8月	調べものについて個別相談を行う。(小・中・高校生向け)
読み聞かせボランティア研修会	10/4・2月	近隣図書館の視察やレベルアップを図る講演会などを行う。
第17回飯田・豊橋読書会交流会	7/4	「今に活かす古典の力」をテーマに『徒然草』などを中心に古典文学の魅力について話し合い、飯田市との交流を深めるとともに、文化活動の向上を図る。
読書サークル合同読書会	9/22	小池真理子著『沈黙のひと』を読み、感想を話し合う。
	2月(中旬)	古典など評価の定まった作品を読み、感想を話し合う。
読書サークル活動研修会	11月	郷土史探訪と文学散策を行う。
初めての絵本との出会い	4月～3月	4か月児健康診査会場で、絵本を介した子育ての大切さを伝え、絵本と絵本袋をプレゼントする。
おはなしのへや	4月～3月	図書館、文化会館等でボランティアによるおはなし会を開催する。
図書館ボランティア育成講座	1月～2月(6回)	講師：三宅恒子、永田文子 本の配架や修繕などの実習および演習を行う。

3. イベント

名称	予定開催時期	内容
「子ども読書の日」「こどもの読書週間」イベント 図書館こどもフェスタ	4/27・28・29 5/3・5・6・12	絵本であそぼう、本の福袋、図書館探検隊、クイズラリー、ぬりえ等を行う。
絵本講座	5/10・17	講師：清水美智子 絵本の持つパワーや楽しさを学ぶ。
夏休み子どもフェスティバル	7/13・20	ウサギのダンス、大型絵本の読み聞かせや紙芝居などを行う。
第23回SPレコードコンサート	10/26	「人の心を動かす音楽」をテーマに演奏会を開く。
第17回図書館まつり	12/7・8	ボランティアグループと協力して各種行事を開催する。

4. 資料展示会

名称	予定開催時期	内容
図書館新資料収蔵品展	5/3～5/23	平成24年度を中心に、図書館に寄贈された資料や購入した資料を展示する。
司文庫展	6/15～7/15	「本でめぐる世界のMuseum」をテーマに、司文庫の本を基に世界の博物館を紹介する。
第22回「平和を求めて」図書館資料展	7/27～8/25	豊橋市周辺に多数存在する本土決戦用の戦争遺跡を取り上げ、終戦間際の郷土の様子を紹介する。
失われた街・豊橋 ～豊橋空襲で焼失した街を復元する～	8/31～9/29	空襲で燃えた豊橋の街を地図と写真で紹介する。
豊橋の災害誌～過去の災害と防災～	10/26～12/8	豊橋に起った災害をまとめるとともに防災の観点も加味して紹介する。
第16回三遠南信地域資料展	2/8～3/9	三遠南信地域の妖怪・おぼけなどを取り上げる。

5. 広報誌発行

広報誌名	予定発行回数
図書館要覧	年1回
図書館カレンダー	年1回
図書館利用案内	年1回
図書館だより	年4回(うち2回は電子版)
レインボー(小学生向け)	年4回
ティーンズ通信めがろば(中・高校生向け)	年6回

15 条例・規則

(昭和57年12月22日)
条例第68号

○豊橋市図書館条例

改正 平成3年3月30日 条例第20号
平成4年3月31日 条例第18号
平成9年3月31日 条例第2号

平成24年3月30日 条例第8号
平成25年6月20日 条例第27号

市立図書館条例(昭和26年豊橋市条例第9号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、豊橋市図書館(以下「図書館」という。)の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 図書、記録その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、図書館を次の場所に置く。

名 称	位 置
豊橋市中央図書館	豊橋市羽根井町48番地

2 図書館の配本センターを次の場所に置く。

豊橋市向山大池町20番地の1

3 図書館の分室を市民館その他公共施設に置くことができる。

(事業)

第3条 図書館は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 図書館資料を収集し、整理し、及び保存すること。
- (2) 図書館資料を一般公衆の利用に供し、その利用のための相談に応ずること。
- (3) 読書会、研究会等を主催し、及びその奨励を行うこと。
- (4) 館報、目録その他読書資料を発行し、及び頒布すること。
- (5) 時事に関する情報及び参考資料を収集し、紹介し、及び提供すること。
- (6) 他の図書館及び社会教育施設と協力すること。
- (7) 読書会及び図書館資料に関する講演会、研究会、講習会等のための会場を提供すること。
- (8) その他教育委員会が必要と認める事業を行うこと。

(利用)

第4条 図書館資料の利用は、無料とする。

(入館の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号の一に該当する場合には、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

- (1) 入館者に迷惑をかけ、又は図書館の施設、設備、図書館資料等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (2) 管理上支障があると認めるとき。

(図書館資料の複写)

第6条 図書館資料の複写をしようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者は、その際複写1枚につき20円の手数料を納付しなければならない。

(使用の承認等)

第7条 読書会若しくは図書館資料に関する講演会、研究会、講習会等のため又は教育委員会が必要と認め
た事由により図書館を使用しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、その際別表に定める使用料を納付しなければならない。
(使用料等の減免)

第8条 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料又は手数料を減免することができる。
(使用の制限)

第9条 教育委員会は、次の各号の一に該当する場合には、使用を承認しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 管理上支障があると認めるとき。
- (3) その他教育委員会が必要があると認めるとき。

(権利譲渡の禁止等)

第10条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

2 使用者は、図書館に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の許可
を受けたときは、この限りでない。

(使用承認の取消し等)

第11条 教育委員会は、次の各号の一に該当すると認められた場合には、図書館の使用の承認を取り消し、又は
使用の停止を命ずることができる。

- (1) 使用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 公益上又は管理上特に必要があると認められたとき。

(使用料等の還付)

第12条 納付された使用料又は手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、そ
の全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第13条 入館者、使用者又は図書館資料の利用者は、図書館の施設、設備、図書館資料等を損傷し、又は滅
失したときは、市長の指示に従い、これを原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長
が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(図書館協議会)

第14条 法第14条第1項の規定に基づき、図書館に豊橋市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会の委員の定数は、12人以内とする。
- 3 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経
験のある者の中から教育委員会が任命する。
- 4 協議会の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 5 協議会の委員は、再任されることができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、教育委員会規則で定める。
 (豊橋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 豊橋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年豊橋市条例第34号)の一部を次のように改正する。
 別表第1中
 「美術博物館協議会委員
 青少年問題協議会委員」
 を
 「美術博物館協議会委員
 図書館協議会委員
 青少年問題協議会委員」
 に改める。

附 則(平成3年3月30日条例第20号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成4年3月31日条例第18号)

- 1 この条例は、平成4年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 施行日前にこの条例による改正前の豊橋市図書館条例の規定により施行日以後の使用について許可を受け、又は申請をした者の当該使用に係る使用料の額については、この条例による改正後の豊橋市図書館条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成9年3月31日条例第2号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成9年4月1日から施行する。(後略)

(公の施設の使用等に係る経過措置)

第2条 平成9年4月1日(以下「施行日」という。)前にこの条例(中略)(別表第1の改正規定を除く。)(中略)による改正前の各条例の規定により施行日以後の使用等について許可を受け、又は申請をした者の当該使用等に係る使用料の額については、この条例による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月30日条例第8号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年6月20日条例第27号)

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

別表(第7条関係)

区分 \ 時間	午 前	午 後	夜 間	全 日
	午前9時30分 から正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後7時まで	午前9時30分 から午後7時まで
集 会 室	1,220 円	1,980 円	960 円	4,160 円
第 一 会 議 室	300	450	240	990
第 二 会 議 室	300	450	240	990
第 三 会 議 室	300	450	240	990

備考 入場料又は会費の類を徴収する場合の使用料は、当該使用料の倍額とする。

○豊橋市図書館条例の施行期日を定める規則

(昭和58年2月22日)
教育委員会規則第1号)

豊橋市図書館条例(昭和57年豊橋市条例第68号)の施行期日は、昭和58年2月23日とする。

○豊橋市図書館規則

(昭和58年2月22日)
教育委員会規則第2号)

改正 昭和59年 3月31日教委規則第 2号	平成10年 2月12日教委規則第 1号
昭和60年 3月30日教委規則第 2号	平成10年 3月31日教委規則第 5号
昭和60年 7月27日教委規則第 3号	平成13年 3月30日教委規則第10号
昭和61年 3月31日教委規則第 7号	平成14年 3月29日教委規則第 3号
平成 2年 3月31日教委規則第 7号	平成15年 3月31日教委規則第 2号
平成 3年 3月30日教委規則第 2号	平成19年 3月30日教委規則第 4号
平成 4年 3月31日教委規則第 3号	平成19年 9月27日教委規則第 6号
平成 8年 3月29日教委規則第 4号	平成22年11月25日教委規則第 8号
平成 9年 3月31日教委規則第 2号	平成23年 3月30日教委規則第 3号
平成 9年12月22日教委規則第 3号	平成25年 6月27日教委規則第 5号

市立図書館規則(昭和42年豊橋市教育委員会規則第5号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、豊橋市図書館条例(昭和57年豊橋市条例第68号。以下「条例」という。)第15条の規定に基づき、豊橋市図書館(以下「図書館」という。)の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1)火曜日から金曜日まで(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)、1月4日及び12月28日に当たるときを除く。)の開館時間は、午前9時30分から午後7時までとする。

(2)土曜日、日曜日、休日、1月4日及び12月28日の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。

全部改正〔平成3年教委規則2号〕、一部改正〔平成10年教委規則1号・14年3号・19年4号〕

(休館日)

第3条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1)月曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日

(2)1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(3)館内整理日(毎月第4金曜日。その日が国民の祝日に当たるときは、その前日)

(4)特別整理期間

一部改正〔平成2年教委規則7号・8年4号・10年1号・14年3号・15年2号・19年4号〕

(館内利用)

第4条 図書館の図書、記録その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)のうち開架に配置されていないものを利用しようとする者は、利用票(様式第1号)を係員に提出しなければならない。

(同時に利用できる図書館資料)

第5条 図書館内において同時に利用できる図書館資料の数量は、10冊以内とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(貸出券の交付手続き)

第6条 図書館資料の館外貸出しを受けようとする者は、あらかじめ貸出券交付申請書(様式第2号)を教育委員会に提出し、貸出券(様式第3号)の交付を受けなければならない。

2 貸出券交付申請書記載事項に変更のあったときは、速やかに変更届(様式第4号)を教育委員会に提出しなければならない。

一部改正〔昭和60年教委規則3号〕

(貸出券の使用)

第7条 貸出券の交付を受けた者は、図書館資料の館外貸出しを受けるときは、貸出券を係員に提示しなければならない。

2 貸出券は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(貸出券の紛失及び再交付)

第8条 貸出券を紛失したときは、速やかに紛失届(様式第5号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 貸出券の再交付の手続きについては、第6条の規定を準用する。

(貸出制限)

第9条 次に掲げる図書館資料は、貸出しすることができない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 貴重な図書及び参考図書

(2) 視聴覚資料

(3) その他教育委員会が指定するもの

一部改正〔平成10年教委規則5号〕

(貸出冊数及び貸出期間)

第10条 同時に貸出しのできる図書資料の数量は10冊以内とし、その貸出期間が貸出しの日及び返却の日を含めて15日以内とする。この場合において、返却すべき日が休館日に当たるときは、その翌日とする。

2 教育委員会が必要と認められた場合は、前項に規定する貸出冊数及び貸出期間を変更することができる。

一部改正〔平成23年教委規則3号〕

(分室における貸出し)

第11条 図書館の分室における貸出手続等については、別に定める。

(団体貸出し)

第12条 教育委員会が必要と認める市内の各種団体は、団体貸出しを受けることができる。

2 団体貸出しは、配本センターにおいて行う。

3 第6条から第10条までの規定は、団体貸出しについて準用する。この場合において、第10条中「10冊」とあるのは「100冊」と、「15日」とあるのは「1か月」と読み替えるものとする。

4 団体貸出しにおける様式については、団体貸出券・学校貸出券交付申請書(様式第6号)、団体貸出券(様式第7号)、変更届(様式第8号)及び紛失届(様式第9号)を使用する。

一部改正〔平成19年教委規則4号・23年3号〕

(学校貸出し)

第13条 教育委員会が必要と認める市内の小学校、中学校及び高等学校並びに豊橋市立家政高等専修学校は、学校貸出しを受けることができる。

2 学校貸出しは、豊橋市中央図書館及び配本センターにおいて行う。

3 第6条から第10条までの規定は、学校貸出しについて準用する。この場合において、第10条中「10冊」とあるのは「300冊」と、「15日」とあるのは「1か月」と読み替えるものとする。

4 学校貸出しにおける様式については、団体貸出券・学校貸出券交付申請書(様式第6号)、学校貸出券(様式第7号の2)、変更届(様式第8号)及び紛失届(様式第9号)を使用する。

全部改正〔平成19年教委規則4号〕、一部改正〔平成23年教委規則3号〕

(貸出しの停止)

第14条 図書館資料の貸出しを受け、所定の日までに返却しないときは、一定期間貸出しを停止することができる。

一部改正〔平成23年教委規則3号〕

(郵便等による貸出し)

第15条 身体に重度の障害があり来館できない者は、郵便等による貸出しを受けることができる。

2 郵便等による貸出しの利用に関する事項については、別に定める。

一部改正〔平成19年教委規則6号〕

(他の図書館との相互協力)

第16条 図書館は、他の図書館と協定を結び、相互協力をすることができる。

(資料の複写)

第17条 条例第6条第1項の規定により図書館資料の複写をしようとする者は、複写申込書(様式第10号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の図書館資料の複写を不相当と認めるときは、申込みに応じないものとする。

3 図書館資料の複写について、著作権法(昭和45年法律第48号)の規定による責任は、当該複写の申込みをした者が負わなければならない。

(使用の承認手続)

第18条 条例第7条第1項の規定により図書館を使用しようとする者は、使用期日前5日までに使用承認申請書(様式第11号)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の使用承認申請書は、使用期日30日以前のもの又は使用が引き続き6日を超えるものは、これを受理しない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

一部改正〔平成13年教委規則10号〕

(使用承認書の交付等)

第19条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請を承認したときは、使用承認書(様式第12号)を申請者に交付する。

2 使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、図書館を使用するときは、使用承認書を係員に提示して、その指示を受けなければならない。

(使用料等減免の申請手続)

第20条 条例第8条の規定により使用料又は手数料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書(様式第13号)又は手数料減免申請書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

(使用の取消手続)

第21条 使用者は、使用の取消しを受けようとするときは、使用承認取消願(様式第15号)に使用承認書を添えて、使用期日前5日までに教育委員会に提出しなければならない。

(秩序の保持)

第22条 使用者は、係員が図書館内外の秩序を保つため必要があると認めるときは、整理人を置かなければならない。

2 使用者は、係員の入場を拒むことはできない。

(使用後の点検)

第23条 使用者は、条例第11条の規定により使用の承認を取り消されたとき、若しくは使用の停止を命ぜられたとき、又は使用を終ったときは、直ちに備品等を所定の位置に戻し、係員の点検を受けなければならない。

(遵守事項)

第24条 使用者又は入館者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1)入場人員は、図書館の各室に収容し得る人員を基準とすること。
- (2)建物又は敷地内において喫煙しないこと。
- (3)所定の場所以外において飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (4)許可を受けずに建物又は敷地内で物品を販売し、又は陳列しないこと。
- (5)他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (6)その他管理上必要な係員の指示に反する行為をしないこと。

一部改正〔平成22年教委規則8号〕

(資料の寄託)

第25条 公開の目的をもって図書館資料を寄託しようとする者は、寄託申請書(様式第16条)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請を承認したときは、受託書(様式第17号)を寄託者に交付するものとする。

(免責)

第26条 教育委員会は、寄託を受けた図書館資料の天災地変等避けることのできない事由により生じた損害に対しては、その責任を負わない。

(図書館協議会)

第27条 条例第14条第1項に規定する豊橋市図書館協議会(以下「協議会」という。)に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 会長及び副会長の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第28条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(説明又は資料の請求等)

第29条 会長は、会議において関係職員に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 関係職員は、会議に出席して意見を述べることができる。

(協議会の庶務)

第30条 協議会の庶務は、図書館において行う。

一部改正〔昭和61年教委規則7号・平成4年3号〕

(雑則)

第31条 図書館の分室の開館時間、休館日等については、この規則の規定にかかわらず、その所在する市民館等の条例及び規則の規定による。

(委任)

第32条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和58年2月23日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の市立図書館規則の規定により、施行日前に貸出された図書館資料の取扱いについては、なお従前の例による。

(教育長委任規則の一部改正)

3 教育長委任規則(昭和36年豊橋市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中第21号を第22号とし、第20号の次に次の1号を加える。

(21) 図書館協議会委員の委嘱及び解嘱に関すること。

附 則(昭和59年3月31日教委規則第2号)

1 この規則は、昭和59年4月12日から施行する。

2 この規則の施行の際、改正前の豊橋市図書館規則の規定により調製されている様式第3号については、改正後の豊橋市図書館規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則(昭和60年3月30日教委規則第2号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年7月27日教委規則第3号)

1 この規則は、昭和60年10月16日から施行する。

2 この規則の施行の際、改正前の豊橋市図書館規則の規定により調製されている様式第7号については、改正後の豊橋市図書館規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則(昭和61年3月31日教委規則第7号)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成2年3月31日教委規則第7号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成3年3月30日教委規則第2号)

1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、改正前の豊橋市図書館規則の規定により調製されている様式第2号、様式第4号、様式第5号及び様式第8号から様式第17号までの様式は、この規則による改正後の豊橋市図書館規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則(平成4年3月31日教委規則第3号)

1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、改正前の豊橋市図書館規則の規定により調製されている様式第2号については、この規則による改正後の豊橋市図書館規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則(平成8年3月29日教委規則第4号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日教委規則第2号)

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、改正前の豊橋市図書館規則の規定により作成されている様式第2号については、この規則による改正後の豊橋市図書館規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則(平成9年12月22日教委規則第3号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の豊橋市図書館規則の規定により作成されている様式第6号は、この規則による改正後の豊橋市図書館規則の規定にかかわらず、平成10年2月1日までこれを使用することができる。

附 則(平成10年2月12日教委規則第1号)

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている様式は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

3 この規則の施行の際、現にこの規則の施行の日以後の各施設の使用について承認されている日が改正後の各規則に規定する休館日に当たるときは、改正後の各規則の規定にかかわらず、当該日は当該施設の休館日としない。

附 則(平成10年3月31日教委規則第5号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日教委規則第10号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日教委規則第3号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月31日教委規則第2号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日教委規則第4号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年9月27日教委規則第6号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第1条の規定は公布の日から施行する。

附 則(平成22年11月25日教委規則第8号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則(平成23年3月30日教委規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前の第6条第1項の規定により交付された貸出券は、改正後の第6条第1項の規定により交付された貸出券とみなす。

3 この規則の施行の際、現に改正前の豊橋市図書館規則の規定により作成されている様式第1号及び様式第4号は、改正後の豊橋市図書館規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則(平成25年6月27日教委規則第5号)

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

○豊橋市司文庫基金条例

(昭和61年12月23日)
条例第41号

改正 平成15年3月31日条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条の規定に基づき、豊橋市司文庫基金(以下「基金」という。)について定めるものとする。

(設置)

第2条 本市は、豊橋市中央図書館の司文庫及び豊橋市美術博物館の資料充実を図るため基金を設置する。

(基金の額)

第3条 基金として積み立てる額は、予算に定める額とし、寄附金をもって充てる。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、第2条に定める目的のための経費に充てるものとし、余剰金のある場合にはこれを基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は各会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

追加〔平成15年条例10号〕

(処分)

第7条 市長は、第2条に定める目的を達成する場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、基金を処分した後の基金の額が第3条の規定により積み立てられた額の合計額を下回らない範囲内で、基金を処分することができる。

追加〔平成15年条例10号〕

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

一部改正〔平成15年条例10号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

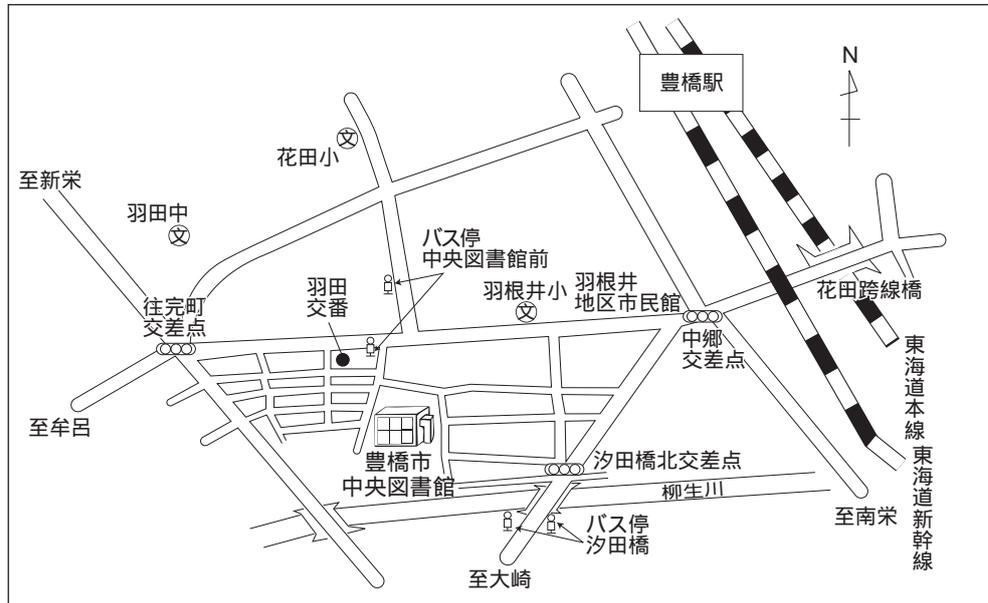
附 則(平成15年3月31日条例第10号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

16 案内図

中央図書館

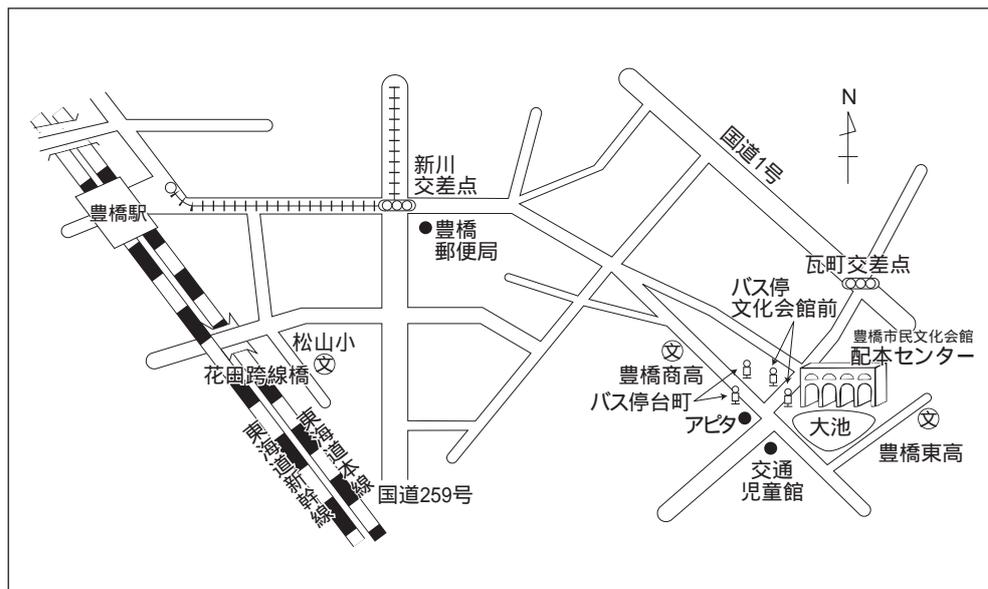
〒441-8025 豊橋市羽根井町48番地
 TEL 0532-31-3131
 FAX 0532-31-4254



豊鉄バス（牟呂線 / 往完町経由）中央図書館前下車 徒歩3分 系統番号81（西駅前より）
 豊鉄バス（神野ふ頭線）中央図書館前下車 徒歩3分 系統番号82（西駅前より）
 豊鉄バス（小浜大崎線）汐田橋下車 徒歩5分 系統番号1112（豊橋駅前より）
 豊橋駅西口より徒歩15分

配本センター

〒440-0862 豊橋市向山大池町20番地の1
 TEL 0532-62-2944
 FAX 0532-69-0851



豊鉄バス（牛川金田線）文化会館前下車 すぐ 系統番号50
 豊鉄バス（西口線）台町下車 徒歩5分 系統番号65
 豊鉄バス（岩田団地線 / 大池経由）台町下車 徒歩5分 系統番号68
 豊鉄バス（飯村岩崎線）台町下車 徒歩5分 系統番号6263

本市がめざす図書館像

基本目標

- 1 暮らしに根づき、教養を高め、心を豊かにする施設
- 2 人が集い、活力や生きがいを育む施設
- 3 情報や資料を備え、地域の文化を高める施設

実現のための基本方針

基本方針

- 1 身近にあって気軽に利用できる、親しまれる図書館
- 2 様々な情報や資料が活用できる、生活に役立つ図書館
- 3 地域への理解を深める、地域に密着した図書館
- 4 子どもの健やかな成長を促す、子どもたちを育てる図書館
- 5 常に新しい情報を発信する、まちの文化を創り出す図書館
- 6 みんなの知恵と力がつくる、みんなのための図書館

図書館要覧

平成25年9月

発行：豊橋市図書館

〒441-8025

愛知県豊橋市羽根井町48番地

TEL (0532) 31 - 3131

FAX (0532) 31 - 4254

<http://www.library.toyohashi.aichi.jp>

この冊子は再生紙を使用しています。

図書館は知識と文化の宝島

